

令和三年十一月十七日

**国土強靱化・社会資本整備を着実に推進し、  
地域建設業がその社会的使命をこれからも  
果たしていくために**

一般社団法人 全国建設業協会

地域建設業は、地域の社会資本整備や維持管理のみならず、災害発生時には最前線で災害対応を担う「地域の守り手」であると同時に、地域経済と雇用の下支えをする地域の基幹産業でもあります。

近年の地域建設業を取り巻く状況は、公共建設投資の下げ止まりや設計労務単価の九年連続の引上げ等により、全体として改善傾向にありましたが、今般のコロナ禍により、民間建設投資の中止・先送り、コロナ対策費に苦しむ地方公共団体による公共事業の発注控え等によつて、景況感は急速に悪化している状況です。

また、今年も豪雨、台風の襲来等の大規模な災害が全国各地で発生し、自然災害の激甚化・頻発化の傾向は顕著であり、さらに切迫する地震災害への対応も喫緊の課題となっています。

私ども全国建設業協会では、従来から、このような自然災害への防災・減災対策を最優先かつ喫緊の課題と捉え、国土強靱化に寄与する社会資本整備の重要性、緊急性を訴えてきました。

地域の安全・安心を担う地域建設業が、その社会的使命を果たしていくためには、何より健全

で安定したサステナブルな経営を続ける必要があります、そのためには、昨年策定された「防災・減災、国土強靱化のための五か年加速化対策」を含め、安定的・持続的な事業量の確保が必要不可欠となります。

また、建設業の働き方改革を推進するため、本会では、「働き方改革行動憲章」を策定し、二年半後に控えた時間外労働の上限規制の適用に向けた「2+360（ツープラスサンロクマル）運動」、技能労働者の賃金上昇二%以上を目指す運動等に取り組んでおりますが、これらを軌道に乗せるためには、工期の適正化・平準化、ダンピング対策の強化等の発注者側の理解と協力が必須となります。

このような状況を背景として、私ども全国建設業協会は、本年十月に、全国九ブロックにおいて、地域懇談会・ブロック会議を開催し、その総意として、左記のとおり意見を取りまとめました。これらは、今年発足した岸田内閣が掲げる「成長と分配」に沿ったものであり、諸事情ご賢察の上、その実現に特段のご理解とご配慮をお願い申し上げます。

## 記

一、激甚化・頻発化する災害から国民の生命・財産を守り、国民が安全に安心して暮らせるよう、強靱な国土づくりと地域経済の活性化、地方創生のための社会資本整備を着実に推進するため、今年度を上回る公共事業関係費を確保すること。 【成長と分配の「成長」】

特に「防災・減災、国土強靱化のための五か年加速化対策」については、これが計画的かつ着実に実施されるよう、令和四年度以降の予算においては、当初予算化を含めて必要額を別枠で確保すること。

また、多くの地方公共団体において、コロナ対策の支出により財政上の余裕がなくなっており、公共事業に係る地元負担について、交付税措置等の支援を拡充すること。

併せて、予算の執行に当たっては、地域建設業不在による災害対応の空白地域を生じさせないためにも、地域の実情に配慮した地方への重点的な配分を行うこと。

さらに、経営の安定化に資するため、公共事業についての事業計画、投資額を具体的に明示し、中長期的な発注見通しを示すこと。

二、 コロナ禍からの日本経済の早期回復、及びこれを支え、国民の安全・安心を守るインフラ整備のため、今年度補正予算において、大規模な公共事業予算（令和二年度第三次補正予算以上の額）を確保すること。この場合、五か年加速化対策の迅速な実施のため、補正予算においても、十分な予算を確保すること。

〔成長と分配の「成長」〕

また、補正予算による工事において、複数年にわたる円滑な施工ができるよう、繰越し等の制度的な改善を図ること。

三、 地域建設業が健全で安定的な経営を続けるためには、企業としての適正利潤の確保が不可欠であることから、ダンピング受注の排除に向け、低入札価格調査基準及び最低制限価格の

上限枠の引上げと計算式の見直しなどのダンピング対策の強化に取り組みとともに、同対策の市町村への徹底を図ること。

また、最新の労務単価、ウッドショック等の高騰する資機材等の実勢価格や施工の実態等を反映した適正な予定価格の設定、適切な設計変更等を行うこと。

さらに、地域に密着した建設企業による円滑な施工が望ましい維持管理工事や災害復旧工事等については、適切な地域要件の設定や指名競争入札等を積極的に活用するなどして、地域建設企業の受注機会の拡大を図ること。

今年度より、東日本大震災の復旧・復興が第二期復興・創生期間に入る中、同震災の被災地においては労務や資機材等の価格の高止まりや施工環境が依然として厳しい状況にあることから、復興係数の継続又はこれに代わる激変緩和措置としての新しい地域係数の導入を行うこと。

四、新・担い手三法及びその趣旨並びに「発注関係事務の運用に関する指針」について、全ての

公共工事発注者に周知徹底を図り、予算の繰越手続、債務負担行為の活用等による施工時期の平準化、休日・準備期間・天候等を考慮した適正な工期の設定、災害時の緊急性に応じた随意契約・指名競争入札の活用等について確実に実施されるよう取り組み、特に市町村における徹底を図ること。

また、昨年七月に中央建設業審議会が勧告した「工期に関する基準」について、民間発注者を含む全ての発注者に対して周知徹底すること。

併せて、時間外労働の上限規制の適用への対応を促進する観点から、週休二日制の普及を進めるため、週休二日制工事の拡充・普及促進、補正係数の引上げ等を行うこと。

五、技術者の処遇改善のため、現場管理費及び一般管理費の引上げを行うとともに、積算における別枠計上を検討すること。  
〔成長と分配の「分配」〕

技術者の能力向上や有効活用、これによる施工余力の拡充を図るため、資格取得に係る期間の見直しを進めるとともに、建設業法の配置要件の更なる緩和及び配置基準額の引上げ等を

行うこと。また、用地取得や関係機関協議の調った後での発注を徹底すること。

さらに、地域建設業への若手技術者等の入職の母体となる建築・土木系の高校等の維持・拡充に向けて、官民一体となって取り組むこと。

六、技能者の処遇改善のため、設計労務単価の更なる引上げを行うこと。〔成長と分配の「分配」〕

この場合、全国統一の設計労務単価による地域間格差の解消を念頭に入れつつ、調査や決定方法、予算決算及び会計令の規定等の見直しも含め検討すること。

技能者の処遇改善のためにも、ダンピング受注の排除が不可欠であり、三、に述べたダンピング対策の強化及び市町村への徹底を図ること。

七、建設キャリアアップシステムについては、同システムが技能者の処遇改善につながる道筋を早急に明確化すること。このため、カードのレベルアップに応じた設計労務単価の引上げ、

建退共の退職金の割増し等、キャリアアップに伴う処遇アップ策の具体化に取り組むこと。

当面のシステムの普及策として、推奨モデル工事の拡充、工事成績評定等での加点、カードタッチする技能者へのポイント付与事業への支援等に取り組むこと。

また、加入企業、登録技能者の負担軽減のため、登録、機器導入等についての公共工事の積算計上・国費等での助成・税制上の優遇措置、登録手続の簡素化等を行うこと。

八、全国の現場での生産性向上を図るため、中小建設企業へのICT施工の普及とBIM／CIMの導入に向けて、ICT対象工事の拡大、人材育成、建機・関係設備導入に係る支援の拡充を図るとともに、小規模工事を含めた積算基準の見直し等に取り組むとともに、コンクリート工のプレキャスト化を推進すること。

また、遠隔臨場による監督・検査や受発注者間のASP方式による現場情報共有等、更なるDX化の推進に取り組むこと。

さらに、工事書類の更なる標準化・簡素化と都道府県、市町村等を含む公共発注機関の書式

の統一化を進めるとともに、建設業法、労働安全衛生法、道路交通法等における提出書類の簡素化に取り組むこと。

九、「不可抗力」により生じた工事目的物の損害額については、公共工事標準請負契約約款において、受注者が損害額のうち請負代金額の1%を負担することとされているが、近年、自然災害が頻発する中、利益率の小さい地域建設企業にとって、1%であっても負担が大きく、工事中の自然災害等による「不可抗力」により生じた損害の受注者負担を撤廃すること。

また、災害時の応急復旧活動中に発生した労働災害について、公的補償措置を充実させるとともに、その発生により入札や保険掛金等のデメリットが生じることのないようにすること。さらに、国、都道府県、市町村が連携した一元的・包括的な指示の実現、広域支援体制の整備等、災害緊急対応の円滑化を図るとともに、行政機関と建設企業が災害情報を共有できるシステム整備に取り組むこと。

除雪作業について、今年度から試行される少雪時の固定費積算計上を恒常化するとともに、

試行結果を検証し、必要に応じて更なる拡充を進めること。

十、 地域建設業は、災害発生時には、誰よりも先に現場へ駆け付け、二次災害の危険のある中、昼夜を問わず道路啓開などの初動から対応に当たり、災害現場の最前線で重要な役割を果たす「地域の守り手」である。しかし、メディアに取り上げられるのは自衛隊や警察・消防ばかりで、地域建設業が取り上げられることはほとんどない。

このため、地域建設業の災害発生時の活躍が広く国民に周知されるよう、多角的・戦略的な広報手段を活用し、官民連携して積極的な広報に取り組むこと。

また、社会資本整備や災害対応等の地域建設業の役割の周知が、若年者及び女性の入職促進に生かされるよう、様々な広報戦略を検討すること。

令和三年十一月十七日

一般社団法人 全国建設業協会  
会長 奥村 太加典

一般社団法人 北海道建設業協会  
会長 岩田 圭剛

一般社団法人 青森県建設業協会  
会長 鹿内 雄二

一般社団法人 岩手県建設業協会  
会長 向井田 岳

一般社団法人 宮城県建設業協会  
会長 千葉 嘉春

一般社団法人 秋田県建設業協会  
会長 北林 一成

一般社団法人 山形県建設業協会  
会長 國井 仁

一般社団法人 福島県建設業協会  
会長 長谷川 浩一

一般社団法人	茨城県建設業協会	会長	石津健光
一般社団法人	栃木県建設業協会	会長	谷黒克守
一般社団法人	群馬県建設業協会	会長	青柳剛
一般社団法人	埼玉県建設業協会	会長	伊田登喜三郎
一般社団法人	千葉県建設業協会	会長	高橋順一
一般社団法人	東京建設業協会	会長	今井雅則
一般社団法人	神奈川県建設業協会	会長	松尾文明
一般社団法人	山梨県建設業協会	会長	浅野正一
一般社団法人	新潟県建設業協会	会長	植木義明
一般社団法人	長野県建設業協会	会長	木下修
一般社団法人	岐阜県建設業協会	会長	各務剛児
一般社団法人	静岡県建設業協会	会長	石井源一
一般社団法人	愛知県建設業協会	会長	藤本和久
一般社団法人	三重県建設業協会	会長	山野稔

一般社団法人	富山県建設業協会	会長	竹内茂
一般社団法人	石川県建設業協会	会長	平櫻保
一般社団法人	福井県建設業協会	会長	坂川進
一般社団法人	滋賀県建設業協会	会長	桑原勝良
一般社団法人	京都府建設業協会	会長	小崎学
一般社団法人	大阪建設業協会	会長	薦田守弘
一般社団法人	兵庫県建設業協会	会長	松田隆
一般社団法人	奈良県建設業協会	会長	山上雄平
一般社団法人	和歌山県建設業協会	会長	中井賢次
一般社団法人	鳥取県建設業協会	会長	由宇正実
一般社団法人	島根県建設業協会	会長	中筋豊通
一般社団法人	岡山県建設業協会	会長	荒木雷太
一般社団法人	広島県建設工業協会	会長	檜山典英
一般社団法人	山口県建設業協会	会長	井森浩視

一般社団法人	香川県建設業協会	会長	森田 紘一
一般社団法人	徳島県建設業協会	会長	西村 裕
一般社団法人	愛媛県建設業協会	会長	久保 陽生
一般社団法人	高知県建設業協会	会長	吉村 文次
一般社団法人	福岡県建設業協会	会長	松本 優三
一般社団法人	佐賀県建設業協会	会長	松尾 哲吾
一般社団法人	長崎県建設業協会	会長	谷村 隆三
一般社団法人	熊本県建設業協会	会長	土井 建
一般社団法人	大分県建設業協会	会長	友岡 孝幸
一般社団法人	宮崎県建設業協会	会長	藤元 建二
一般社団法人	鹿児島県建設業協会	会長	藤田 護
一般社団法人	沖縄県建設業協会	会長	津波 達也